

1. すでに年金を受け取られている方については、そのまま年金額をさわらない。
 2. 現役の被保険者で、この状態が現在も続いている方に関しては、1号被保険者に職権で種別変更をして、保険料納付を求めるが、保険料徴収の時効2年が到来していない期間を除き、過去の期間は現状のままとする。
- つまり、2年以上前の期間は例え1号としても記録訂正をせず、3号のままにしておくということです。
- この2年以上前の期間を「運用3号」期間として、保険料納付期間として取扱うこととなります。

では、時効にかからない直近2年の対応として、

1. 夫(妻)が現在も厚生年金に加入している場合は、配偶者宛に、3号のままで正しいのか確認文書を2回送付し、届出がされた場合は、1号期間を含めて3号のままとする。
2. 夫(妻)が現在は自営業等で1号被保険者の場合は、その配偶者の方に職権適用のお知らせをした後、職権により1号に変更し保険料の支払いを求めるということになります。

ここで、問題となるのは、上記機構宛の厚労省からの文書で、この取扱を平成23年1月1日から実施することにし、すでに、本人がこの期間の年金記録を確認し、すでに記録の訂正がなされているものについては、対象とならないとしているところです。

特にここ数年でご自身の記録を確認し、このような期間が発見され、1号期間に訂正された期間が未納期間となったケースについては、「記録訂正は本人確認のうえで、訂正された正当な取扱いであり、正当な記録に訂正された期間を3号に戻すことはしない。」ということです。

●西尾はこうおもいます

西尾は、なんやそれ？と思いました。

これでは、今迄、年金記録を確認せずにいたほうが良かったと思わせる処理方法ではないかと単純に思いますよね。

種別変更届出勧奨や種別変更処理が徹底されていなかったことを行政も認めているならば、後者のケースに関しても何らかの救済措置が講じられても良いのではと思います。

★トピックス～ネットで医療費確認～

インターネットで自分の医療費を確認することが出来ます。
但し、協会けんぽの被保険者と被扶養者の分だけです。

協会けんぽのHPから、「インターネットサービス」の「自分の医療費を見る」に必要な項目を入力して申請すると、後日、ユーザID・パスワードが郵送され、HPに入力すると過去2年前からの医療費の照会が出来るということです。

~~~~~編集後記~~~~~

だんだん、日の入りが遅くなってきました。

と、言っている間に、節分です。

いつの間にか、全国区になった、恵方巻き。

あなたは、召し上がりますか？

私は、お豆と鰯の塩焼きだけです。

鰯の塩焼きに大根おろしをたっぷり、  
それで、ビールも  
乙ですよ。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
